

現代経済システムの特質

—制度と歴史の視点から—

竹 下 公 視

- I. はじめに
- II. 経済システム論
 - 1. 問題の所在
 - 2. 解決の方向
- III. 制度と歴史の理論
 - 1. 「制度変化の経済理論」
 - 2. 「経済史の理論」
- IV. 現代経済システムの特質
 - 1. 「現代経済システム」
 - 2. 市場と国家（政府）
- V. 新たな枠組みとその可能性
 - 結びにかえて—

I. はじめに

筆者は、拙稿（1994）において、比較経済体制（システム）論の伝統的枠組みを検討し、従来の体制論の欠陥を2つに大別した。そのひとつは、経済システムそのものの内容が乏しく、現実の経済システムの多様性を捉えきれないこと。もうひとつは、第1の欠陥と大きく関係し、その分析そのものが静態的性質のものになり、経済システムの動き・変化を捉えられないこと、

であった。そして、こうした欠陥は従来の新古典派の經濟理論に欠如していた観点であり、その結果として情報や取引費用の問題を見過ごし、經濟システムの一般理論の展開が遅れたことを指摘した。その上で、従来の經濟体制論の質的な発展のためには、この「制度」と「時間」（歴史的時間）という2つの視点を何らかの形で体制分析のなかに組み込む必要があることを指摘し、「制度の經濟学」（Economics of Institutions）がその点で大きな可能性をもつことを指摘した。

また、拙稿（1995）においては、まず旧社会主義諸国の市場經濟への移行の試みに焦点を当て、体制移行の急進的アプローチ（radical approach）の特徴を批判的に検討した。その結果、従来の經濟体制論の欠陥、新古典派の經濟理論に欠如していた観点、体制移行の急進的アプローチに内在する問題点、および「移行經濟学」の課題がそれぞれ対応していること、そして、それらがともに抱える欠陥を克服する視点が「制度」と「時間」（変化）という視点であることを明らかにした。つぎに、その2つの視点を有するアプローチとして「制度の經濟学」と「進化論的經濟学」を取り上げ、經濟システム論の質的発展の可能性を探り、旧ソ連・東欧諸国の社会主義經濟の崩壊と市場經濟への移行の実験が經濟システムの生成・発展を含めた經濟システムの本質の理解をきわめて重要な課題にしていることを指摘した。

さらに、こんにちこのような經濟システムの本質の理解は、移行の經濟の諸問題に関係するだけでなく、成熟した先進諸經濟システム間（システムそのものと成果）の相違や東アジアの急成長にみられる開発經濟の諸問題にも同じようにかかわってくる。換言すれば、社会主義經濟圏の崩壊と移行の經濟の諸問題、先進諸經濟間の相違、そして東アジアの急成長という現象は、われわれに伝統的な經濟システム像（次節で明示される）の根本的見直しを迫っているといえる。

けれども、筆者は拙稿（1994）のなかで「社会主義經濟圏の崩壊とともに（あるいは、それ以前から）比較經濟体制論の伝統的枠組みも崩壊した¹¹⁾と

述べていたにもかかわらず、現在までそれに代わりうる明確な枠組みは提示できず、上記のように、経済体制論の発展のためには「制度」と「時間」の視点を取り込むことが不可欠であると指摘するにとどまっていた。

本稿においては、拙稿（1994）で指摘しながら、これまで果たせなかった経済システム把握のための新たな枠組みの提示を試みることにしたい。そこで、本稿では、まずそうした課題を伝統的な枠組みにかかわらせて明示した上で、上記の2つの側面（制度と時間）を重視する理論といくつかの関連する議論を取り上げ、最後に筆者なりの枠組みを提示し、その意味と可能性について考えてみることにしたい。

II. 経済システム論

1. 問題の所在

比較経済体制(システム)論の伝統的な枠組みの問題点はすでに拙稿(1994)で論じてあるので、ここではその議論を繰り返すことを避け、そのポイントだけを明示しておこう。

表1に示される伝統的類型化図式によれば、類型化の軸は所有形態と調整機構の2つであり、本質的に4つの経済システム以外は考慮されることがない。また、体制論の枠組みでありながら、多くの未開発国（伝統経済）や開発途上国は完全にその枠組みの外にあるというように、体制そのものの内容が非常に貧弱であった。さらに、その枠組みによる議論はおおむね静態的で、システムの構成要素間の関係やシステムの安定性の議論なども不十分であっ

表1 経済体制の伝統的類型化図式

調整機構	所有形態	私 有	公 有
	市 場	①資本主義	②市場社会主義
計 画	③計画資本主義	④社会主義	

た。たとえば、資本主義から社会主義への、あるいは社会主義から資本主義への移行プロセスがどのような特質をもち、どのような問題を抱えるか、あるいはまた、そもそも社会主義経済システムそのものや市場社会主義経済システムがどのような性質のもので、どのような問題を抱えている(いた)かなど、この類型化図式の下では、十分に議論されなかったし、議論することができなかった²⁾。

いずれにせよ、この類型化図式は多くの問題を抱えていることは明らかである。それでは、どこが、どのように問題なのだろうか。こうした経済体制論の欠陥の克服とその質的发展のためには、どのような枠組みを考えたらいのだろうか。これが、本稿における基本的な問題・課題である。

2. 解決の方向

ここで、上記の問題・課題を解決する手がかりを与えてくれるのが、上述の「制度」と「歴史」の視点である。すなわち、上記の経済体制論の伝統的類型化図式では、ひとつの「制度」(ないしメカニズム)として「所有制度」と「調整様式」が挙げられているが、そうした経済システムを構成する要素そのものは超時間的(ないし非歴史的)な概念として捉えられ、結果としてきわめて機械的な経済システム分類に陥ってしまっているのである。したがって、この図式に則って議論するとしても、「所有制度」や「調整様式」そのものの歴史的な考察が必要不可欠となるように思われる。

これは非常に大きなテーマであるが、幸いわれわれはすでに存在する議論のなかにその問題が十分議論されていることを見出す。それが、ノース(D. C. North)の「制度変化の経済理論」(Economic Theory of Institutional Change)³⁾とヒックス(J. R. Hicks)の『経済史の理論』(A Theory of Economic History)⁴⁾である。もちろん、両者は筆者と同じ経済システム論の観点から議論しているわけではないし、筆者が指摘しているような視点を意識しているわけでもない。けれども、単純化していえば、ノースの理論は

ここでの「所有制度」に大きくかわり、ヒックスの理論は「調整様式」のひとつである「市場」の発展史を中心としている。この点からだけでも、二人の理論は十分検討に値するように思われる。

さらに、ノースの理論もヒックスの理論も「経済」の「歴史の理論」である。安場は、ノースの理論について、「その経済学はマルクス経済学にとって代わる性格のもの」⁵⁾であると評した。他方、ヒックスは自らの「経済史の理論」を主張する際に、マルクスの「歴史の理論」にいつまでも頼るべきでないことを強調した⁶⁾。この点でも、二人の理論が相互にどのように関連するかはきわめて興味深いところである。しかし、実際両者の議論は、本稿の視点から考えるとき、その相互の関連がもっともよくみえるように思われる。本稿では、以上の観点から、両者の議論を取り上げ、その関連を考察するなかで、上で提起した課題に対する答えを引き出してみることしたい。

III. 制度と歴史の理論

本節では、上記課題との関連で、まずノースの「制度変化の理論」とヒックスの「経済史の理論」の枠組みをできるだけ正確に描写し、同時にそれぞれの理論のポイントを整理することに重点をおこう。

1. 「制度変化の経済理論」

ノースの議論はつぎのような疑問から出発する。すなわち、希少性とそのための競争を基本的仮定とする新古典派経済学の理論的含意は、諸経済社会が長期的には収斂に向かうというものである。しかし現実には、歴史上の、あるいは現代の諸経済社会の経済成果には大きな相違が存在する。そこに、それがどのようにして生じ、なぜ存続しているのかという疑問が生じる。ノースの中心的課題は、彼が「人類史における大きな謎」と呼ぶこの諸経済社会の経済成果の大きな相違——すなわち、歴史上の豊かな国と貧しい国との相違と、現代の先進国と途上国との相違——を説明することである⁷⁾。

新古典派の理論においては、所有権は費用をかけずに完全に規定可能であり(所有権の完全性)、情報の獲得にも費用がかからない(情報の完全性)という、いわば「摩擦のない交換過程」が仮定されている。こうした完全情報、取引費用⁹⁾ゼロの世界では、いかなる制度も必要とされない。けれども、不完全情報、正の取引費用の世界では、取引からの利益を実現させるために制度的枠組みを整えることによって、取引における不確実性を減少させ、取引費用を引き下げることが必要不可欠である。

いま住宅市場を例にとって考えてみよう。伝統的な新古典派パラダイムにおいては、完全情報、取引費用ゼロが前提とされ、所有権は完全である。すなわち、住宅の売手も買手もともにすべての属性の価値(物理的な権利、所有権ともに)を費用をかけずに確認でき、所有権の不確実性(ないし不安定性)は存在しない。それゆえ、制度の必要性は存在せず、取引費用ゼロの住宅需給モデルが住宅の資産価値を決定する。これに対して、現実の住宅市場では、住宅という財産の法的属性(権利)・物理的属性(権利)を測定する費用や、両者間の取決めを監視・実施する費用、さらには売手・買手間の非対称的情報等による不十分な監視・実施がもたらす財産減価の費用など、必然的にさまざまな取引費用が生じる。このとき、不動産譲渡に関する法律やゾーニング法など多様で階層的なフォーマルな法的ルールと、種々の慣習や倫理的規範などのインフォーマルなルールとからなる制度的基盤が住宅市場における取引費用を引き下げ、住宅取引からの潜在的利益を実現させる⁹⁾。

このように、現実の市場は正の取引費用の世界である。そのため、特化と分業の増大(それは經濟の發展を意味する)にとって、取引費用の存在は大きな障害となる¹⁰⁾。それゆえ、取引費用を引き下げる効率的な制度的枠組みの達成が諸經濟の成功にとって決定的に重要になる。

けれども、制度は常に効率的であるとはかぎらない。すなわち、現実の經濟的市場、政治的市場は不完全であるから、制度は必ずしも効率的なものではない¹¹⁾。ノースの枠組みでは、制度変化の要因は相対價格の変化と嗜好(選

好)の変化であるが、制度変化の経路は、基本的に、制度と組織との相互依存関係の固定化(lock-in)と、人間の情報のフィードバック・プロセスの不完全性によって決定される。(制度と組織の関係の固定化は制度的基盤の収獲逡増の特性によって、フィードバック・プロセスの不完全性は情報の不完全性や主観的知覚モデルの不完全性によって、生み出される。)しかし、それらは必ずしも制度の効率性を保証せず、制度変化は経路依存の特性を示す¹²⁾。その結果、全体として市場は効率を引き上げる(取引費用を引き下げる)制度とそうでない制度との混合になる。さらに、フォーマルなルールは意図的に急速・大規模に変更(変化)可能であるが、制度的枠組み全体は、本質的に、フォーマルなルール、インフォーマルな制約、およびそれらの実施の側面における多数の限界の諸変化の結果として、連続的・漸進的に変化せざるをえない。こうして、諸経済社会の間に大きな相違(多様性)がもたらされ、諸経済は収斂することがない¹³⁾。

ノースは、こうした取引費用を決定する諸制度の役割に注目して、経済発展モデルを展開し、3つの交換形態を提示する。第1の交換形態は、経済史のほとんどを特徴づける「人格的交換」(personal exchange)である。これは、典型的には、文化的同質性が高く、取引が繰り返し行われる部族・原始社会にみられる交換形態である。そこでは、緊密な社会的ネットワークのなかで人々が相互の情報を共有し理解し合っているために取引費用は低いが、特化と分業の未発達ゆえに変換費用(生産費用)は高い。そのため、この種の交換経済の範囲や規模は限定されざるをえない。

第2の交換形態は、「非人格的交換」(impersonal exchange)である。人格的(個人的)な関係を越えた時間的・空間的な交換の拡大に伴う特化や有用な属性の数と可変性の増大は、信頼しうる制度的枠組みの必要性を増大させる¹⁴⁾。中世ヨーロッパにおける遠隔地貿易は、血縁結合、身元保証、人質交換などの制度的構成物(交換当事者を制約する制度的制約)に基づいていた。また、中世末期や近世のヨーロッパにおける複雑な交換形態の発展は、時価、

会計監査、会計技術の発達などによって可能となった。この段階を越えて、交換經濟の拡張・一般化(現代の經濟の基礎となる)を達成するためには、契約の効果的な第三者執行が不可欠である。ノースはそれを「第三者執行を伴う非人格的交換」(impersonal exchange with third-party enforcement)と呼んで、単なる「非人格的交換」と区別している。けれども、効果的な第三者執行の達成の問題は依然として制度發展の研究における大きな争点である。

ノースは、この点(第三者執行の問題)を明確にするために、ゲーム理論の枠組みを利用する。彼によれば、取引費用ゼロを仮定する新古典派理論に欠如していたものは、人間の「調整」(coordination)ないし「協力」(cooperation)の問題である。すなわち、正の取引費用の現実世界における制度の役割は、取引からの利益を実現するための「協力」を引き出す枠組みを整えることにある。こうした観点から、彼はゲーム理論の協力問題の枠組みのなかで交換過程における制度の役割を考察している。

一般に、プレイヤーの数が少なく、他のプレイヤーに関する十分な情報が存在し、ゲームが繰り返されるとき、富を極大化する個人にとって「協力」が価値をもつ。この状況は上記の「人格的交換」の經濟社会に当てはまる。そこでは、「協力」を引き出すための制度的工夫の必要性は少ない。これに対して、個人的な関係に基づかない「非人格的な交換」に対応する状況においては、多数のプレイヤーが存在し、他のプレイヤーに関する情報が不十分で、エンド・ゲームが存在するために、「協力」を引き出し維持することは困難である。したがって、「非人格的な交換」の本質はゲームの協力条件と正反対のものである¹⁵⁾。けれども、現実に現代においては発達した市場經濟が存在する。それゆえ、どのようにしてそれが生まれたのか。あるいは、なぜ多くの地域で「取引からの潜在的利益」が実現されなかったのかという疑問が生じる。確かに、現実の世界では、ゲーム理論の協力条件と正反対の状況を緩和する多様な諸制度が發展し、プレイヤー間の「協力」を引き出してきた。し

かし、「非人格的交換」の避け難い結論は、「非人格的な交換の世界で人が取引からの利益を実現するのを可能にする複雑な契約は、何らかの種類の第三者執行を伴わなければならないということ」¹⁶⁾である。「協力」を維持する条件については理論的にさまざまな研究がなされてきているが、歴史的に、経済の成長は十分に発達した強制的政治形態の制度的枠組みのなかで起こった。

しかし、そうした制度的枠組みが必ず経済成長をもたらす（もたらした）わけではない。すなわち、発達した強制的政治形態は経済成長の必要条件ではあるが十分条件ではない（なかった）。ここにひとつの大きなジレンマが存在する。すなわち、「非人格的な交換」経済の主要な課題は契約における第三者執行の達成であるが、これは所有権を監視し、契約の履行を効果的に執行（強制）できる強制力としての国家によって担われた。けれども、公正な第三者としての国家のコミットメントは相対的なもので、現段階ではそのような国家をどのように創造するかは明確ではない。しかし、少なくとも明らかなことは、正しい立憲的な形態は政治的パワーの専制的行使を抑制すること、そしてそうした立憲的な形態の進化は、17世紀のイングランドにみられたように、長い時間を要するゆっくりした発展の過程であるということである。結局、そうした立憲的な形態を生み出すのは、世論の状態であり、最終的には「人々の心に刻み込まれた法律」¹⁷⁾である。ノースは、これこそが効果的な制度的制約を創造する問題の核心であると主張する。

以上が、『制度・制度変化・経済成果』において、ノースが主張している「制度変化の経済理論」の概要である。

ここで、ノースの理論の要点を整理しよう。ノースの理論の要点は、

- (1) 完全情報、取引費用ゼロの世界を想定する従来の新古典派の理論では、歴史上の、あるいは現代の諸経済社会の経済成果の大きな相違を説明できないこと、
- (2) それゆえ、正の取引費用の現実の世界では、取引からの利益を実現す

る(つまり、經濟發展・成長する)ために、取引費用を引き下げる制度的枠組みが不可欠であること、

- (3) けれども、經濟的市場、政治的市場の不完全性のために、その制度的枠組みそれ自体は必ずしも効率的なものではないこと(すなわち、取引費用を引き上げる制度もありうること)、
- (4) さらに、制度と組織(經濟的・政治的企業家)との相互依存関係の固定化と情報のフィードバック・プロセスの不完全性によって決定される制度変化の方向は、必ずしも効率的なものではなく、経路依存の特性をもつこと、
- (5) 確かに、フォーマルなルールは意図的に急速・大規模に変更(変化)可能であるが、制度的枠組み全体は、體質的に、フォーマルなルール、インフォーマルな制約、およびそれらの実施の側面における多数の限界的諸変化の結果として、連続的・漸進的に変化せざるをえないこと、
- (6) そして、これらの諸特徴の結果として、歴史上の、あるいは現代の諸經濟社会の經濟成果には大きな相違が生まれることになる、

というものである。

要するに、ノース理論の最大のポイントは、取引費用を決定する諸制度の役割にある。この点に着目して、ノースは基本的に2つの交換形態を区別する(図1参照)。

- (7) ひとつは、人格的關係に基づく取引を表す「人格的交換」である。ここでは文化的同質性が高いために取引費用そのものは低く、取引のための制度的諸形態の工夫の必要性は少ない。しかし、特化と分業の程度が低いために交換費用(生産費用)が高く、そのために交換の範囲や規模が限定される。
- (8) もうひとつの「非人格的交換」にまで交換を拡大するためには、そこで生じる高い取引費用を引き下げるための制度的枠組みの構築が必要とされる。古来そのためのさまざまな制度的工夫が積み重ねられてき

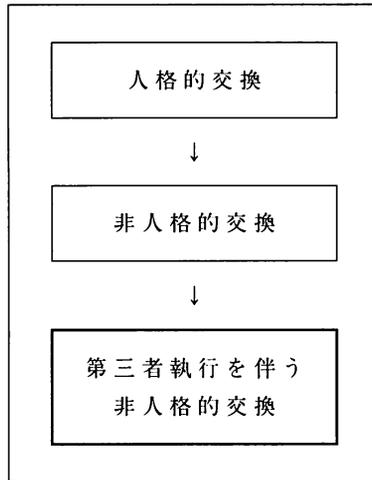


図1 ノースの経済発展図式

た。

- (9) しかし、「非人格的交換」の不確実性を根本的に解決するためには契約・取決めの最終的な履行を保障（強制）する「公正な第三者執行」が不可欠である。歴史的には、国家がその役割を果たした（「第三者執行を伴う非人格的交換」の段階）。

- (10) けれども、「公正な第三者執行」という問題はまだ解決されていない問題である。

以上が、おおむねノースの理論のポイントであろう。

2. 「経済史の理論」

ヒックスの主たる関心は「市場（交換経済）の勃興」とその発展にある。そのため、彼の議論は市場が勃興してくるところの「原始的非市場経済」（primitive non-market economy）のモデルから始められる。「原始的非市場経済」には、完全に「下からのもの」に基礎をおく「慣習経済」と完全に

「上からのもの」に基礎をおく「指令經濟」の2つの純粋型が存在し、その中間に慣習が支配的となる「封建制」や指令的要素が相対的に強い「古典的官僚制」などの混合型の經濟(組織)が存在する。

「新しい世界のはじまり」(=「市場の勃興」)は、「専門化した商人」の登場(「商業の専門化」)によってもたらされる。ヒックスは「原始的非市場經濟」から「専門化した交易」へ至る2つの道すじを示す。まず、農村の「慣習經濟」において、宗教的な祭りのような社会的な集會が提供するはじめはあくまでも副次的で偶然的な交易の機会が、やがて習慣的な交易から専門化した交易へと発展していく道すじである。2つ目は、「指令經濟」において、支配者(王や領主)の欲求充足の仕事に専門化した(その意味で、部分的に商人化した)従臣が、はじめの従属的な地位から離れてやがて独立した商人に移行(完全に商人化)するという道すじである¹⁸⁾。商人化へのこれらの2つの道(脱出農民による交易と脱出従臣による交易)が結合するとき、それらは相互に強化される。近代的な形態の都市はこうした変容の結果である。

しかし、やがて商人階級が出現すると、「商人的經濟」(mercantile economy)(市場經濟)という第3の型の經濟(組織)が現れる。それは計画されたものではなく高度に個人主義的であるが、決して無秩序ではない。ある程度の秩序を維持するために政府が市場に介入する必要性は常に存在するけれども、「商人的經濟」が本格的に発展するためには、「商人的經濟」に適合する政治的な(あるいは、政治的色彩の強い)構造が必要とされる。すなわち、「商人的經濟」に必要な「財産の保護」(protection of property)と「契約の保護」(protection of contract)は伝統的社會(慣習經濟, 指令經濟)によっては充足されないために、法律的な(あるいは、準法律的な)諸制度の必要性が生じる¹⁹⁾。

それを満たすのが「都市國家」(City State)である。なぜなら「都市國家」は對外商業に従事する独立した小規模の共同体であることによって、商業が高い社会的重要性を獲得でき、そのために必要な諸制度をつくることができ

るからである。この「都市国家体制」が「商人的経済」の「第1局面」(First Phase)を表すモデルである。都市国家形態における「商人的経済」は、拡大しながら発展していく。対外商業に従事している専門化した商人は利潤の再投資によって、都市はその内部の商業の成長や新規参入者の流入によって、また都市国家全体は植民地化によって拡大・発展していく。けれども、商業が成長し「収穫逡減の傾向」が現れ、商業の収益性が低下すると、商人は「商業の多様化」を図り、新しい対象や新しい販路を探し求める。新しい対象・販路の開発は新しい種類の交渉・契約を伴う。これらの新しい契約の履行は、ひとつの商人集団間の社会的結合性に依存した仲裁裁定によっては保障されず、「商業の多様化」の進展にとって克服しがたい障害となる。「都市国家」という組織形態はこの点に優越性を持ち、類似した法的諸制度に依拠することによって商人間の取引に対して安全保障を与え、商業の拡大にとって「収穫逡減」を回避する道を提示する。

「商人的経済」の「第1局面」においては、商人的共同体である都市国家制度とその周辺部分との境界線が明確であったのに対して、歴史上の中世よりも幅の広い「商人的経済」の「第2局面」、すなわち「中期の局面」(Middle Phase)においては、この間の障壁が大きく取り除かれ、以前の非商業的な周辺部分に市場が浸透してくる²⁰⁾。この「市場の浸透」は多方面に及ぶが、「中期の局面」においては、まず事実上「古代世界」の2つの大きな経済的遺産である貨幣制度と法制度(商人の法)にいつその進歩がもたらされた。ルネサンス期には、単なる貨幣使用の増加をはるかに越え、信用・金融上の発展がみられた。それは巨大かつ高度に分化した近代の金融制度の基礎となり、やがて法律制度がそれらに追いつき包み込むことにより、「国家」制度の一部となった。このような発展のなかで、多額の資金調達を可能にする「有限責任会社」(Limited Liability Company)制度が導入され、「商人的経済」の「中期の局面」からつぎの局面(「近代の局面」)への移行に結びついた²¹⁾。

ところで、貨幣・金融制度の発展が「国家」そのものに及ぼした影響は、

とりわけ重要な意味を持っていた。「中期の局面」の顕著な特徴は、この局面にある典型的な政府が財政危機（租税収入の慢性的不足）の状態にあったということである。というのは、「中期の局面」においては、商業の発展によって経済全体の富が大きく増大し、支配者の支出が増加しているにもかかわらず、それまでの主要な収入源であった古い形態の地租（農民や農奴に課されていた）では、大きな支払い能力を持つ商人階級の富を補足し課税することができなかったからである。それゆえ、「中期の局面」の政府は必要とする収入を徴収することがきわめて困難であった。この点でもっとも大きな影響を与えたのは銀行業の勃興であった。つまり、銀行業の発展の結果、銀行預金が譲渡可能になることにより、銀行によって貨幣創出の経路が国家に対して提供されることになった。こうして、国家は「貨幣に対する支配力」（貨幣供給に対する完全な統制力）を手に入れた。このこともまた、「商人的経済」の「中期の局面」からつぎの局面（「近代の局面」）への移行を促した²²⁾。

このような「商人的経済」の「第2局面」のさまざまな制度的発展（「市場の浸透」）を経て、いよいよつぎの段階は「第3局面」の「近代の局面」（Modern Phase）である。「近代の局面」の大きな特徴は、上で述べた「中期の局面」における「商人的経済」の内的発展によって、「商人的経済」に対する支配がきわめて容易になってきたことである²³⁾。それはまた、「行政革命」（Administrative Revolution）²⁴⁾を伴っていた。「行政革命」とは、国家（行政）機構の改善（分業を適用した直接的改善）や資本装備の適用により、純粋に行政的な効率が急速に増大したことであるが、そのことも「商人的経済」に対する支配を容易にした。その結果、政府はその権力を戦争や平和のためにも、また社会問題の解決のためにも、あるいはその圧殺のためにも、同じように用いることができるようになった。

また、「近代の局面」において決定的に重要なこととして「産業革命」（Industrial Revolution）が挙げられる。それは、単なる工業の勃興ではなく「近代工業の勃興」を意味した。すなわち、「産業革命」は単なる資本蓄積の増加で

はなく、「生産において用いられる固定資本財の範囲と種類の著しい拡大」であった²⁵⁾。「産業革命」を引き起こした要因として2つのものが挙げられる²⁶⁾。ひとつは、純粋に経済的要因である。すなわち、金融市場の発展により、種々の有価証券が円滑に売買されるようになり、資金の利用可能性が増大したことで、固定資本への投資が拡大したことである。もうひとつの要因は、科学の影響力の飛躍的増大である。「産業革命」の中心部分は工作機械(きわめて安価な新しい固定資本財)の発明と発展であったが、それを可能にしたのは科学と工業の結びつきの高まりであった。その意味で、「近代工業」は「科学の所産」であった。「産業革命」による「近代工業」の特徴は、固定資本の使用に依存するということであったが、それは社会的にも、経済的にも非常に大きな影響をもたらした²⁷⁾。

以上が、『経済史の理論』においてヒックスが議論している市場の発展史の概要である。

それでは、ここでヒックスの理論がどのような特徴をもつかをつきに整理してみよう(図2参照)。

- (1) 売手と買手を仲介する存在としての商人に着目し、商業の専門化こそが市場経済の本質であるという考え方に立つ。
- (2) したがって、商品市場と金融市場は市場制度の本来の場(市場は商人・金融業者の創造物であるという意味において)であるのに対して、土地市場や労働市場など、その他の市場の形成には困難・抗争が伴う²⁸⁾。
- (3) 上記の基本的立場から市場の発展に関する議論が展開される。まず、「原始的非市場経済」から商人化への経路には2つの道が考えられる。ひとつは、「慣習経済」の農民による偶然的交易から、もうひとつは「指令経済」における従臣の一時的交易から「専門化した交易」へ至る道(「市場の勃興」)である。
- (4) これらの2つの道が出会い、やがて商人階級が出現し「商人的経済」(市場経済)が現れる。そこでは、「財産の保護」と「契約の保護」の

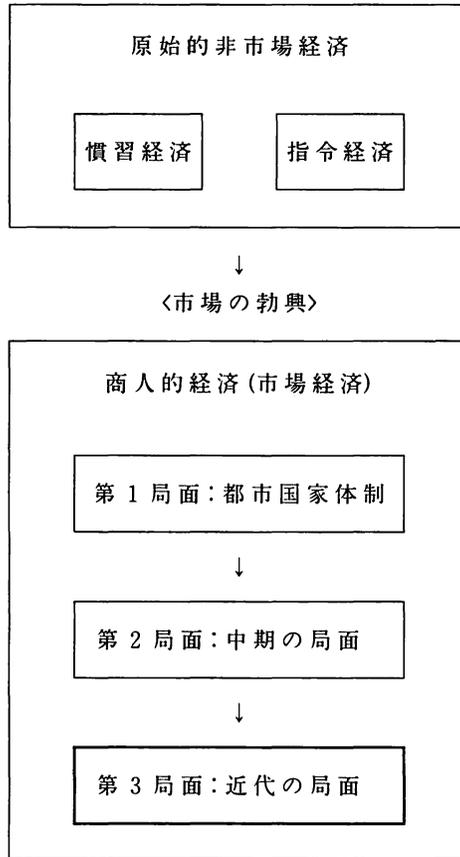


図2 ヒックスの市場の發展史

ための法的諸制度の必要性が生じる。

- (5) その必要性を最初に満たす政治的な構造が「都市国家体制」であり、それが「商人的經濟」の「第1局面」をなす。
- (6) つぎに、「都市国家体制」の範囲を越え、「市場の浸透」が多方面に及ぶのが「中期の局面」である。この局面では、①貨幣制度、②法制度、および③信用・金融制度などが發展する。その發展のなかで、④「有

限責任会社」制度が創案されたり、⑤「貨幣に対する支配力」を国家が入手するなど、つぎの局面への移行に結びつく重要な展開がみられる。

- (7) 最後に、「近代の局面」では、「中期の局面」における諸制度の発展や、「産業革命」、「行政革命」によって、「商人的経済」（市場経済）に対する支配が非常に容易になる。

以上が、『経済史の理論』のなかでヒックスが展開している議論のポイントである。

IV. 現代経済システムの特質

前節においては、あくまでも筆者の観点から、ノースの「制度変化の経済理論」とヒックスの「経済史の理論」の枠組みを示し、それぞれの理論のポイントを指摘した。ここでは、それに基づいて、ノースの理論とヒックスの理論が経済システム論に対して与える含意を引き出すことにしたい。その際、両者の理論の共通点と相違点を考察するなかで、双方の理論を結びつけ、その上で、現代の経済システムに対するその含意を導出することにしよう。

1. 「現代経済システム」

前節で整理したように、ノースとヒックス、それぞれの理論を特徴づけてくれば、二人の議論の共通点と相違点は自ずと明らかになってくるように思われる。まず、ノースの経済の発展図式（図1）とヒックスの市場の発展史（図2）を対比するとき、つぎのような共通点が浮かび上がる。

- (1) まず、二人の交換形態ないし市場の発展史がきれいに対応している。すなわち、ノースの「人格的交換」はヒックスの「原始的な非市場経済」に、同じく「非人格的交換」は「商人的経済」の「第1局面」・「第2局面」に、そして「第三者執行を伴う非人格的交換」は「近代の局面」に対応している。

- (2) その理由として、まずノースの「人格的交換」と「非人格的交換」とを区別する基準が、ヒックスの「原始的非市場經濟」と「商人的經濟」(市場經濟)とを区別する基準に対応する。それは、ノースの場合、取引費用を決定する諸制度にあり、ヒックスの場合も同様に、「商人的經濟」に必要な「財産の保護」と「契約の保護」のための法的諸制度にある。
- (3) さらに、ノースの「非人格的交換」を成立させるための諸制度の工夫や第三者執行の試みは、まさにヒックスの「商人的經濟」の「都市国家体制」と「中期の局面」で発展した諸制度や展開に対応している。
- (4) 最後に、ノースの「第三者執行を伴う非人格的交換」經濟において「第三者執行」機関の役割を果たす国家は、ヒックスの「近代の局面」において、さまざまな目的のために利用できる権力を持った政府に対応する。

このように、二人の交換形態ないし市場の發展史はきれいに対応していることが分かる。けれども、両者の間にはつぎのような基本的な相違点が存在する。

- (1) まず、最初に目に付く大きな相違点は、ヒックスが市場經濟の本質的な機能を遂行する商人・商業(その意味で、市場をリードする主体)を中心においているのに対して、ノースは取引費用を引き下げる諸制度(その意味で、市場の制度的環境)を中心においている。
- (2) その結果、ヒックスの場合には、商人・商業の機能を支持・補完する諸制度がどのように形成・維持・変更されるかの側面に関する議論は二次的であるのに対して、ノースの場合は逆に、その側面が中心となり、經濟主体への言及は制度変化との関係に限定されている。
- (3) また、ヒックスにおいては、商品市場や金融市場などの本来の市場と、市場化に大きな困難・抗争をともなう領域とが区別されているのに対して、ノースにおいては、基本的に取引費用の多寡や制度の種類

違によって市場の性格が決定される。

- (4) 最後に、ヒックスにおいては、主として西欧の市場経済の歴史を描き、西欧世界が、なぜ、どのようにして発展（成功）してきたかを説明することに主眼がおかれているのに対して、ノースの場合には、成功した経路と失敗した経路を対比し、諸経済社会の大きな相違（多様性）を解明することに焦点が当てられている。

このような大きな基本的相違点があるにもかかわらず、なぜ上記のように二人の市場経済の発展史がきれいに対応するのだろうか。それは、おそらく、二人の間につきのような基本認識の一致がみられるためであろう。すなわち、

- (1) まず、二人のもっとも基本的な点での一致点は、現実の経済が不完全競争・不完全情報の世界であり、そのために現実の市場取引（交換）においてはそうした不完全性を補完する機能を果たすものが必要不可欠であり、それは歴史的プロセスのなかで生成・発展してくるものであると考えられていること（その意味で、二人の理論は本質的に「歴史の理論」である）²⁹⁾、
- (2) つぎに、そうした不完全性を補完する機能を果たすものとして、ノースは取引費用を削減する諸制度に、ヒックスは売手と買手を引き合わせる商人（商業）に着目し、結果として、ともに商業部門ないし取引部門の重要性が強調されていること、である。

さて、ここまでくれば、これまでの考察・検討を基礎にしてノースの理論とヒックスの理論を結びつけ、経済システム、とりわけ現代の経済システムについての含意を引き出すことができる。ここでは、まず二人の理論を筆者なりに結びつけ、その後で、経済システムについての含意を挙げることにしよう。

まず、これまでの議論から十分に理解されるように、二人の理論はそれぞれ個別に扱ってもきわめて優れた研究であり、実際にそれぞれの理論は大きな影響力を持っている。しかし、筆者はこれらの2つの理論を組み合わせ

びつけるとき、それはさらに強力な「歴史の理論」となりうるように思われる。つぎに、その点を明確にしよう。

ノースとヒックスの理論の関係を理解する上でのポイントは、それぞれの「歴史の理論」の着眼点にある。すなわち、ノースにあっては、経済理論は一定の制度的制約の下での選択の学問であるのに対して、経済史はその制度的制約そのものがどのように変化するかを扱うものであると理解されている。端的に表現すれば、ノースの強調点はゲームのプレイヤー（組織やその企業家）ではなく、ゲームの基本的ルールである制度にある³⁰⁾。これに対して、ヒックスの理論はゲームのルールではなく、プレイヤーである商人（商業）に焦点がある。この点こそが、ノースとヒックスの「歴史の理論」の根本的な相違である。けれども、これは決して二人の理論が相容れないということの意味するものではない。それどころか、二人の理論は相互補完の関係にある。まず、ノースとヒックスはともに不完全競争・不完全情報の現実の経済において商業ないし取引部門が重要な役割を担うことを認めている点で、基本認識が一致している。さらに、ゲームのルール（制度）とプレイヤー（商人・商業）のいずれに焦点を当てるかによって、それに対応した違いが生じてきているが、それはむしろ二人の理論を補完する性質のものである。なぜなら、ルール（制度）とプレイヤー（商人・商業）のいずれかに焦点を当てて描いた二人のゲーム（市場経済）の歴史が、上述のように、一致しているからである。すなわち、ルールとプレイヤーいずれを欠いてもゲームは成り立たない。市場経済（ゲーム）の「歴史の理論」は制度（ルール）と商人・商業（プレイヤー）をともに必要とするのである。このようにして、二人の「歴史の理論」は、相互に補完しあうことにより、ひとつの強力な「歴史の理論」として捉えることが可能であるように思われる。この点を明確にするために、2つの理論の関係をあえて図示すれば、図3のようになろう³¹⁾。

こうしたいわば「ノース・ヒックスの経済史の理論」から得られる経済システムに関する含意は、つぎのような7点にまとめることができるだろう。

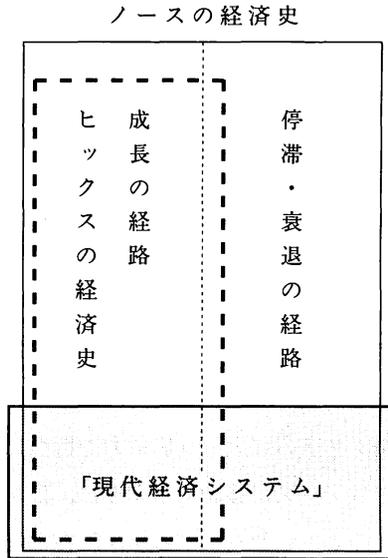


図3 ノースとヒックスの関係

- (1) まず、とりわけヒックスが強調するように、(市場)経済システムの本質は商人的機能(商業・金融業の担う取引仲介機能)にあり、それはいわば自然発生的ないし自発的な秩序である。
- (2) それにもかかわらず、ノースの場合とりわけ顕著であるが、市場は所有権の規定・保護・維持や契約履行の保障など、取引費用を削減するための諸制度を必要とする。
- (3) けれども、現実の経済的市場、政治的市場の不完全性は、制度の効率性を保証せず、制度の収穫逕増特性による固定化や情報のフィードバック・プロセスの不完全性によって決定される制度変化は経路依存の特性を示す(あるいは、ヒックスが強調するように、労働、土地市場のように本来的に市場に馴染みにくい領域も多い)。
- (4) さらに、経済システムは、表面的には、フォーマルなルールの意図的な変更による急速・大規模な変化が可能である。

- (5) しかし、制度的枠組み全体は、本質的に、フォーマルなルール、インフォーマルな制約、およびそれらがどのように実施されるかの側面での多数の限界的諸変化の結果として、連続的・漸進的に変化せざるをえない(その意味で、制度変化は歴史的プロセスである)。

(以上の(1)~(5)の諸特徴の結果として、歴史上の、あるいは現代の諸経済社会の経済成果には大きな相違が生まれることになる。)

- (6) しかし、近代・現代の経済システムは、それまでの経済とまったく異なる新しい段階に入っている。すなわち、「産業革命」や「行政革命」、その他さまざまな制度的発展によって、国家(政府)が「第三者執行」機関として経済システムに大きな影響力を持つに至っている。

- (7) 最後に、とりわけノースが強調するように、公正で中立的な「第三者執行」機関をどのように作り上げるか、現在まだ十分解決されていない問題である。

以上である。

いうまでもなく、(1)から(5)までの特徴は経済システム(市場経済システム)一般の特質であり、(6)と(7)は「現代経済システム」(Modern Economic System)に固有の特質である。それでは、このような経済システムないし「現代経済システム」の理解に立つとき、本稿で最初に挙げた課題に対してどのように答えることができるだろうか。その問題を考える前に、いましばらく市場と国家(政府)、あるいは経済と政治との関係を考察し、「現代経済システム」の特質を明確にしてから、その後でその問題に帰ることにしよう。

2. 市場と国家(政府)

「現代経済システム」の特質は、経済と政治(法を含む)とが相互に不可分な結びつきを示しているということである。その点を明確にするために、ここで、韓国の政治学者、ハム・デボン(Hahm, Chaibong)³²⁾の主張を取り上げてみよう。彼の主張はほぼつぎのようなものである。

一般に東アジアの急成長は経済発展への「異端の道」と捉えられ、経済開発・近代化への東アジア・モデルは「開発国家」と呼ばれている。これは、いうまでもなく、西欧を中心とする先進経済諸国が、経済と政治とを峻別する自由主義的な諸政策を基礎にして経済発展してきたという見方を基礎にしている。確かに、自由主義（あるいは、新古典派経済学）のパースペクティブから東アジアの産業化をながめるとき、国家指導の経済はそれに対する「例外」ないし「変則」でしかないが、近代国家の勃興を歴史的な文脈とその論理の点から注意深く検討すれば、東アジアの経験は通常想定されるほど「特異なもの」ではなく、実際の近代国家は現代の東アジアの「開発国家」にかなり類似している。それどころか、東アジアの文化的特徴は近代国家に驚くほどよく当てはまる特質をもっているというのである³³⁾。

こうしたハムの主張は、上述の「現代経済システム」の特質と深くかかわってくる。その点に絞って、以下で彼の主張のポイントを検討してみよう。

まず、歴史的に近代国家は、近世ヨーロッパの混乱した状況³⁴⁾を収束させるために現れた。すなわち、近代国家は自由主義的なものとして現れたのではなく、むしろ強力で集権化された権力として登場した。また、近代国家は官僚制の登場を伴ったが、それは「政治」そのものの概念を大きく変えた。というのは、それまで「統治」(government)は本質的に家族の統治であったが、それが国家のレベルで適用されるようになったからである。すなわち、これまで家族や家計の領域に属するとみなされていた原理が国家の領域に適用されるようになったとき、近代国家が勃興した。このように、歴史的にも論理の上でも、近代国家と現代の東アジアの「開発国家」との間には大きな類似性が存在する。この点が、前述の「現代経済システム」の「現代性」に深くかかわることはいうまでもない。いずれにせよ、「自由主義的パースペクティブがわれわれに信じ込ませてきたほど、東アジアの経済は自由主義の規範に対する例外ではない」³⁵⁾ということができよう。

それでは、そもそも自由市場と近代国家を結びつける自由主義的パースペ

クティブ(自由主義的バイアス)はどこにその起源をもつのだろうか。この問題に対するハム自身の見解はつぎのようなきわめて示唆深いものである。

なるほど、新古典派經濟理論と自由主義的政治理論を前提とすれば、自由市場が「自然なもの」、すなわち物事の原初状態であるのに対して、国家(政府)はその後に現れる「人工的なもの」である。しかしながら、ハムは「自由主義的なアイデアは決して近代国家の出発点ではなく近代国家發展の帰結である」と主張する。すなわち、近代國家の發展の過程で、その運営者はまもなく、經濟社会(ないし商業社会)が國家の計画的規制の合理性と性質上根本的に異なる合理性を示すということ——經濟がそれ自身のリズム・動き・論理を持つということ——を認識し始めた。そのときに初めて、市場優先の自由主義的アイデアが現れたというのである。このことは、自由主義的政策それ自体も「統治の方法」として提唱されていることを意味する。つまり、自由主義的政策は決して「受け身の政策」ではなくむしろ「積極的な政策」なのである³⁶⁾。

ハム・デボン以上の主張には、「現代經濟システム」の特質として挙げたポイントが、すなわち市場(經濟)と國家(政治)との関わりが政治学の側から明確に描かれている。それゆえ、ハム・デボン風に表現すれば、「現代經濟システム」は經濟それ自身のリズム(合理性)を積極的に活用するために「統治」が行われているシステムであると理解することができる。

さて、ここまで述べてきた市場と政府(國家)との関係は、実は開發經濟論にとっても大きなテーマである。なぜなら、開發經濟論は基本的に市場の失敗やその機能の不十分さを強調し、それを補完する政府の介入を認める立場を取るからである。このような開發經濟論の立場は、必然的に市場の役割をどのように捉えるのかという市場(經濟)観の問題となる。市場をどう理解するかは、經濟システムの本質を理解しようとする本稿の観点からだけでなく、經濟学そのものにとってももっとも根本的な問題である。そこで、ここで開發經濟学者・原洋之助³⁷⁾の市場經濟観を取り上げ、ハムの議論と比較・

検討してみよう。

原によれば、自由市場経済学者の想定している市場はワルラス型の完全競争型市場であり、完全情報が前提とされる。ここでは、オークショナーの手による価格調整によって資源配分のパレート最適が達成される。これに対して、情報の不完全性のために取引費用の大きい現実の市場では、資源配分の最適性が達成されないだけでなく、取引される財・サービスの品質に関する情報やインセンティブの問題が決定的に重要になる。さらに、現実の市場には、そもそも完全競争型市場の構図において前提とされているオークショナー自体が存在しない。そのとき、取引費用を引き下げる制度的基盤を整える第三者機関、すなわち非市場的な社会制度としての政治権力の必要性が生じると同時に、現実の経済においてオークショナーの機能を担う商業・金融業といった経済取引の仲介業務が不可欠になってくる。

こうした仲介活動の重要性が増大するにつれて、多数の経済主体の多様な取引機会への参入が拡大する。経済成長ないし経済発展とは、このような商業・商人の専門化、金融仲介機能の専門化（信用取引の拡大）によって、さまざまな地域間での、あるいは異時点間での経済交換・取引が拡大・円滑化していく歴史的・動態的な過程であるといえる。けれども、このような商人的な経済は決して完全競争型市場ではなく、組織化されておらず、また商人の利己的動機によって情報が独占され取引が独り占めされる可能性が常に存在する。それゆえ、ここでも第三者機関による監視・指導が必要不可欠となる。このように情報が不完全な現実の市場経済においては、自己利益を求め人々の競争を価格という非人格的パラメーターによって調整する機構である「価格メカニズムとしての市場」の形成そのものが、もっとも大きな困難な課題となる。

原の以上のような市場経済観³⁸⁾は、本稿でこれまで議論してきた経済システムの特徴付けの方向とほぼ一致する。その点はハムの場合と同じである。けれども、両者の研究領域の違い——原は開発経済論、ハムは政治学——に

よるものではあるが、ハムと原の主張の間には經濟システム、とりわけ「現代經濟システム」を考える上で無視できない微妙な相違(強調点の違い)がみられる。

市場と政府(国家)との関係についての原の主張は、政府がいかになりっぱな政策を実施しても、その対象となる市場が未発達であったり歪んでいたりして、国民の側にそれに応える条件が存在しなければ、その政策は有効たりえない。それゆえ、開発途上国においては、第三者機関による所有権の設定をはじめとした制度的基盤の整備だけでは不十分であり、商人・銀行などの仲介業の育成と、教育制度の整備によって經濟活動に参加しうる能力をもった人材の育成が不可欠になるというものである³⁹⁾。これに対して、ハムの場合には、市場經濟の社会的・文化的基盤の重要性も指摘されるが、それ以上に政府そのものがそうした市場經濟の基礎的条件に適合した「適切な」政策を(立案・決定)実施できるかどうかには焦点が当てられている。彼の結論は、儒教文化圏に属した東アジアの国々の政府はそのような形で政策を実施する能力・特質を備え、「開発国家」として積極的な政策を実施したことが經濟成長・発展をもたらしたというものである。

このように考えてくれば、ハムと原の主張の強調点の違いと經濟システムの本質との関係が明らかになってくる。すなわち、原は途上国ではゲーム(市場經濟)に参加するプレイヤー(商人・銀行などの仲介業と市場参加能力をもつ人材)の政府(第三者機関)による育成が不可欠であると主張し、ハムは近代国家(政府)が「開発国家」として積極的にゲーム(市場經濟)にかかわってきたことを強調する。結局、一方はプレイヤー育成の必要性(と同時に、その面での政府の役割)を指摘し、他方はゲームを方向づけるための近代・現代国家の政府の役割の重要性を指摘している(ただし、ハムの場合も原の場合にも、政府ないし国家が有した潜在力を誤用する危険性についての言及は弱い。)

このように、ハムや原の主張は、本稿でノースとヒックスの理論を手がか

りに導出した「現代経済システム」の特質である市場と国家（政府）の関係——「市場対国家」ではなく「市場」を誘導・促進する国家という関係——をより具体的な形で明らかにしてくれている。それでは、そのような経済システムないし「現代経済システム」の特質の理解を前提にして、本稿で掲げた課題——伝統的体制類型化図式に代わる枠組みの提出——に対して、どのような解答を提示することができ、それがどのような意味や可能性をもつと主張することができるだろうか。最後に、節を改めて述べることにしよう。

V. 新たな枠組みとその可能性 —結びにかえて—

本稿では、ここまで、従来の議論に欠如していた「制度」と「歴史」の視点を重視し、主にノースとヒックスの「歴史の理論」を取り上げ、伝統的な経済システム類型化図式に代わる新たな枠組みを提示するための準備作業を行ってきた。

そこで、最後にここでは、本稿で行ってきた考察に基づいて、経済システムを考察するための枠組みを提示し、その意味と可能性を考えてみることにしよう。まず、結論から先に述べれば、従来の図式に代えて筆者が提示したい枠組みは、実はノースとヒックスの「歴史の理論」そのものである。しかし、より限定していえば、ノースとヒックスの理論の関係を示すものとしてすでに提示してある図3（および、前節で挙げた経済システムの特質の7つのポイント）である。すなわち、表1の伝統的類型化図式に代えて、図3を経済システム把握のための新たな枠組みとして提示したい。この新たな枠組みの最大の特徴は、従来の図式と異なり、「制度」と「歴史」の視点をはっきりと組み入れていることである。すなわち、従来の図式における所有形態としての私有と公有（国有）や調整機構としての市場と計画といった経済システムの構成要素は超時間的、あるいは非歴史的な概念であり、きわめて機械的な分類図式を生み出していた。その意味では、それは20世紀の一時期に限定された特殊な枠組みにすぎなかった。これに対して、図3に示される新た

な枠組みは、経済システムにおける中心的主体（商人・企業家）やそれを支える諸制度の重要性を強調し、正の取引費用の現実世界では経済主体や制度的枠組みの相違によっては経済の成長・発展に結びつくこともあれば、停滞・衰退に結びつくこともありうることを含んでいる。あるいはまた、「現代経済システム」はそれまでのものと異なる特異な性質を備えた経済システムであることなど、豊富な内容（経済システムの多様性）が包摂された枠組みになっている。

上記の特徴をもつ図3の枠組みにしたがえば、表1の伝統的類型化図式にかかわる諸問題を解決することができるだけでなく、社会主義経済の成立・崩壊、社会主義から資本主義への移行の経済、あるいは伝統的経済から市場経済への移行（開発）の問題に対しても、一定の主張を行うことができる。さらに、それを越えて、現代の経済社会の多様な問題——たとえば、規制緩和、行政改革、環境問題など——に対しても、問題解決の基本的方向を示唆することができるように思われる。以下、これらのことについての、筆者の考えを簡単に述べておこう。

まず、伝統的類型化図式にかかわる諸問題を取り上げよう。ここでの諸問題とは、発展途上国などが議論の対象から除外され、体制の内容が貧弱であったこととか、静態的な分析に限定されていたことなどであった。これらの問題に対する解答は、基本的には図3の枠組みに関する上述の説明によってすでに与えられているが、もっと単純化して形式的な形で示せば、従来の南北問題は図3における成長の経路と停滞・衰退の経路との対比であるし、東西両体制の対立は「現代経済システム」段階における2つの経路の対立であった。すなわち、南北問題は、ここでも極端化して示せば、北の先進地域における取引費用を引き下げる効率的な諸制度の発展と、南における取引費用を引き上げる非効率的な諸制度の存続の結果としての、南北格差の発生がその根本原因であった。

また、歴史上最初の社会主義経済システムは「現代経済システム」の確立

期にあった今世紀はじめのロシアにおいて誕生したが、その後の社会主義の歴史は経済システムの特質として挙げた第7のポイント、すなわち公正な「第三者執行」機関の問題が十分解決されていなかったことを明確に示すものとなった。「現代経済システム」は、既述のように、きわめて大きな潜在力をもった経済システムである。そこでは、政府の潜在的役割は非常に大きいけれども、政府の役割遂行が必ず成功をもたらす保証はない。なぜなら、市場システムはそれ自体のリズム、生命をもつからである。端的に言えば、政府(ないし政治システム)は市場システムを生かす力と同時に殺す力も有している。基本的に現代の経済システムはそうした政府の力の下にあり、社会主義経済や市場社会主義経済の失敗の原因はその力が市場の生命・リズムを殺したことにある。すなわち、旧ソ連の社会主義経済や旧ユーゴスラビアの市場社会主義(さらには、戦時中のドイツや日本の統制経済)は、経済的には外部から経済を過度に「統治」し、経済のリズムを殺したがゆえに経済を窒息化させ、政治的・社会的には大きな権力をもった政府(国家)によるはかりしれない犠牲・混乱をもたらした。結局、これらの「現代経済システム」の失敗(とりわけ東側世界にみられた)は基本的に外部から経済(や社会)への過度の統治(ないし制御)が行われ、国家が有した権力を適正に使用できなかったことの結果であった(これに対して、西側世界では、経済的・政治的諸制度がその問題をある程度解決し、現代技術の潜在的生産力の利益が実現された)。このような意味において、20世紀の社会主義経済システムの失敗や全体主義の失敗は、現代においてわれわれ人類が市場システム、さらには社会システム全体に対して有した統治(ないし制御)の力の悲惨さ(と同時に可能性)を示唆しているといえる⁴⁰⁾。

移行の経済についても図3の枠組みにしたがえば、なぜ現在のところロシアが失敗し、中国やベトナムがそれなりの成功を取めているかが、はっきりと理解できる。すなわち、ロシアの改革は「現代経済システム」の本質——現実の経済は国家による積極的な統治をはじめとして多様な制度で支えられ

存立していること——を見失い、社会主義経済から純粹型の（すなわち、現実には存在しえない）資本主義経済システムを目指した⁴¹⁾結果として、ルールないし制度的枠組みのない経済（混乱・混沌）へと向かったことになる。さらに悪いことに歴史的に必ずしも商人経済が十分に発達したことのないロシアにおいてはそうした現代資本主義経済システム以前の資本主義経済にみられた商人的秩序も弱いのである。そのことが、こんにちのロシアの混迷を説明する。これに対して、中国、ベトナムは政府のコントロール機能（や公有的側面）を残しながら、諸制度に支持される「現代経済システム」としての現代資本主義経済システム⁴²⁾を追求する戦略を採用していることが、現在までの成功を引き出しているといえる。それゆえ、移行の経済における改革の成否のポイントは、「急進主義」（radicalism）か「漸進主義」（gradualism）かの問題ではなく、それが「現代経済システム」の本質に合致しているかどうか（そして、当該国・地域の実状に適合しているかどうか）ということにある⁴³⁾。

また、**図3**の枠組みは、こんにちの「東アジアの奇跡」に関連して、開発経済論の議論にも大きく関係する⁴⁴⁾。すなわち、経済発展ないし経済開発における市場と政府の役割の議論である。つまり、未発達な、あるいは歪んだ市場（経済）を有効に機能させるために、政府が交換における不確実性（取引費用）を引き下げるための制度的基盤を整え（第三者機関としてその役割を担い）、取引の仲介業（商業・金融業）を育て、市場に参加できる人材を育成することが必要不可欠である。いうまでもなく、それはそれぞれの地域の実状に適合した形で実施されるべきであり、市場形成は長い時間を要するプロセスとならざるをえない。

さらに、このように考えてくるとき、こんにちわが国で問題となっている規制緩和や行政改革の議論には根本的な欠陥が潜んでいるように思われる。すなわち、こんにちの経済システムが上記の「現代経済システム」であるとすれば、その意味における規制や行政の機能は現代の経済システムにとって

必要不可欠なものである。そうだとすれば、規制緩和や行政改革は単なる規制の緩和ないし放棄などではなく、むしろそれは「より積極的な政策指向的な方向で」実施されるべきものであるということができよう⁴⁵⁾。

また、環境問題は、経済システムが「現代経済システム」の段階を迎え、飛躍的に生産力を高め、人々の経済的・社会的・文化的交流を拡大させた結果として起こっている。すなわち、そこには旧社会主義経済システムが「現代経済システム」の大きな潜在力を誤用したことの結果失敗したのと同じ意味において、人類は環境の問題を引き起こしているのである。そうだとすれば、そして「現代経済システム」を前提とすれば、その潜在力を通じた解決策が根本的な解決策として追求されなければならないことはいうまでもないであろう。

以上、ここまでは図3に示される新たな枠組みの意味と可能性について、主として表1の伝統的類型化図式との比較を念頭において述べてきた。ここで、最後に、それを離れ、より広い視点から、図3の枠組み支えるノースの「制度変化の理論」とヒックスの「経済史の理論」の意味と可能性について考えてみることにしよう。

本稿では、経済システムの本質の解明のために、ノースの「制度変化の理論」とヒックスの「経済史の理論」を取り上げた。とりわけ、制度的枠組みに焦点を当てるノースの理論は、経済体制（システム）論のなかで社会・経済的諸制度を選択変数ないし政策変数として扱おうとする理論的枠組みの構築を考えると、大きな意味（可能性）をもつように思われる。ノースの「制度変化の理論」について、安場は「やや単純化されすぎているかもしれないが、その理論の雄大さはマルクスのそれに匹敵する。これがさらに精緻化されれば、おそらく、唯物史観にとって代わる歴史の理論となるであろう」⁴⁶⁾と評したが、それは筆者のノースの理論に対する評価と一致するものである。けれども、ノースの理論には「前史時代から現代にいたる制度的変化を経済学の立場から再解釈する」⁴⁷⁾スケールの大きさが感じられる反面で、「単純化され

すぎている」のではという印象も払拭できない。ノースの「歴史の理論」のそうした側面を補ってくれるのが、他ならぬヒックスの「歴史の理論」なのである。

本稿では、二人の理論の関係を中心に検討したが、筆者の結論は、二人の理論の基本的な前提はまったく同一で2つの理論は相互補完の関係にあるというものであった。すなわち、ノースの理論の強調点はゲームのルール(制度)にあり⁴⁸⁾、ヒックスの理論はゲームのプレイヤー(商人・商業)に焦点がある。ゲーム(市場経済)が成立するには、二人の理論がともに必要となる。したがって、いずれかひとつの理論だけでは十分な議論にならない。この点こそ、ノースの理論に対して「単純化されすぎている」という印象をもつ大きな原因(のひとつ)であったと思われる。その意味で、ノースの理論につきまとう「単純化されすぎている」と感じられる側面は、ヒックスの理論によって埋め合わされている(狭義の経済ないし経済学の領域に限定すれば)といつてよい。

さらに、ノースの理論は諸制度に焦点を当てた結果としてヒックスの理論にない大きな可能性を秘めているように思われる。既述のように、ノースの理論の出発点は、新古典派理論の論理を逆転させた(逆読みした)ところにある。すなわち、新古典派経済学の理論にしたがえば、あらゆる経済社会は長期的には収斂に向かうはずである。しかし、現実にはむしろ相違が拡大している。それゆえ、なぜそのように大きな相違が生じるのか、それはどのように説明されるのかということが、ノースの中心的課題となった。そのとき、ノースは「取引費用がゼロであれば制度は重要でない」(逆に読めば、現実には取引費用がかかるから、制度や歴史が重要になってくる)という「コースの定理」を用いて議論を展開していった。ノースが用いたこの方法は、現実の複雑な経済社会を理解する際にきわめて有望なひとつの戦略であると考えられる。つまり、彼の戦略は、重要な事象・現象を守備範囲に含めるためにただいたずらに理論の枠組みを拡大するのではなく(そして、その枠組みの

内側をみるのではなく)、むしろ強力な理論で支えられた理論的枠組み(新古典派理論)の論理を逆転させ、従来考察対象としなかったその理論の外側の世界——現実の複雑な経済社会——をみるための立脚点としてそれ(理論)を用いるというものである。そこから、ノースの理論が出来上がっていった。その意味で、ノースの理論の成功は「経済学の論理の逆転(逆読み)の勝利」である。

このようにして生まれしてきたノースの理論における今後の可能性について、ひとつの方向を示唆すれば、それは「政治的市場」の概念にかかわるのであろう⁴⁹⁾。ノースは経済的市場のルールを決めるものとして政治的市場を位置づけているが、この政治的市場を特徴付ける際にも「コースの定理」を用いている。すなわち、政治的市場においても取引費用がゼロであれば、経済的市場と同じように、最適な配分が達成されるが、現実には経済的市場よりもはるかに取引費用がかかる。それゆえ、制度的枠組みの重要性がいっそう大きくなるというものである。しかし、政治的市場の本質的特徴を明らかにしてくれるのは、むしろ「コースの定理」の留保条件であるように思われる。つまり、経済的市場において取引費用がゼロで効率的な資源配分が達成されても所得分配の問題が残るように、政治的市場においては取引費用がゼロであっても(これ自体が経済的市場以上に成立困難だが)基本的な権利分配というより根本的な問題が残るということ、である。このことは、さまざまな領域への「市場の浸透」はますます根元的な問題とかかわらざるをえないということを示唆している。

いずれにしても、ノースの理論はこのようにさまざまな方面への展開可能性を秘めているように思われる。このノース理論の展開可能性と限界⁵⁰⁾を含めて、本稿で伝統的枠組みに関連して取り上げた諸問題のより詳細な検討は今後の課題としておきたい。

—注—

- 1) 拙稿(1994)43-44ページ。
- 2) たとえば、1989年の東欧革命に端を発し、その後のロシアで試みられた急進的改革は、表1の枠組みにおける④の社会主義から①の資本主義への移行の実験であったが、それに伴う諸問題はこの枠組みでは十分に分析できないことは明らかである。より詳しくは、拙稿(1995)を参照。
- 3) ノースの「制度変化の經濟理論」は、North(1990)においてもっとも体系的な形で展開されている。本稿は主としてそれを検討の対象とした。
- 4) 本稿の観点からは、とりわけHicks(1969)以降のヒックスの研究は注目に値するが、ここではHicks(1969)のみを検討の対象としている。
- 5) 安場(1993)「クリオメトリックス①」(3 November 1993)。
- 6) ヒックスは「事実や社会法則についてマルクス以上に多くの知識をもち、またマルクス以後1世紀の歴史的経験を利用できるわれわれとしては、これらの歴史的諸過程の本質をマルクスとはまったく異なった方法で考察してみるべきである」と述べ、マルクスの理論に代わる「歴史の理論」の必要性を強調している。ヒックスの『經濟史の理論』はそうした「歴史」の「ひとつの理論」(a theory)として提示されている。けれども、ヒックスの理論はマルクスの理論のように決定論的ではなく「標準的な発展」を示すものにすぎない。すなわち、それはいつでも例外を認めるが、この例外についても説明を与える「標準」を提供するものである。その意味で、ヒックスの「經濟史の理論」は理論的な探究であり、一般性に基づくものである。本稿における「制度と歴史の理論」という場合も、ほぼそのような意味において用いられている。Hicks(1969) pp. 3-6 [邦訳、14-19ページ]。
- 7) ノースは、North(1973)以来一貫してこの課題に取り組んできているが、それをまとめた形で示しているのがNorth(1990)である。
- 8) 取引費用とは、財・サービスの属性・レベルや經濟主体の働きを測定し、権利を保護し、契約を監視・実施する費用(このような意味での財・サービスに対する所有権を定義・保護・実施する費用)である。North(1990) p. 27 [邦訳、36ページ]。
- 9) また、新古典派理論において、企業は単に投入物を産出物に変換するだけの生産関数にすぎない——その意味で、技術が生産(変換)費用を決めるにすぎない関係である——が、現実の企業は投入物・産出物の変質可能性に直面し質の測定・計測が常に必要である。そのために、取引費用を引き下げる制度的枠組みが必要である。Ibid., pp. 64-66 [邦訳、86-89ページ]。
- 10) とりわけ、契約や取決めの実施は決定的障害となる。なぜなら、契約の実施に際して契約を構成する多数の側面を測定する費用が必要であるばかりでなく、契約の実施が通常代理人によって引き受けられるからである。Ibid., pp. 33, 54 [邦訳、43, 73ページ]。
- 11) 制度はフォーマルなルールとインフォーマルな制約とからなるが、フォーマルなルールは政治的(司法的)ルール、經濟的ルール(所有権)、そして個別的契約という階層性

- をもち、政治的ルールと経済的ルールは政治的市場で決定されるというのが、ノース理論（ないし新制度派経済学）の特徴である。それゆえ、ノースの理論においては、政治的市場が経済成果の決定に大きな影響を与える。この点が、ノース（や新制度派）の理論と青木昌彦が青木・奥野（1996）などで展開している「比較制度分析」（CIA）との大きな相違のひとつである。Cf. Aoki (1996) p. 9, North (1990) pp. 48-52, 63 [邦訳, 65-69, 86ページ], 注49) 参照。
- 12) もし、政治的市場、経済的市場が効率的（取引費用ゼロ）ならば、選択は常に効率的であり、知覚モデルは常に正しいことになる（かりに、モデルが当初間違っても情報のフィードバックによって修正される）。North (1990) p. 8 [邦訳, 10ページ]。
- 13) ノースは成功の経路と停滞の経路の実例として、英国的な北アメリカの経路とスペイン的なラテン・アメリカの経路とを対比している。Ibid., pp. 101-103, 113-117 [邦訳, 133-135, 149-155ページ]。
- 14) なぜなら、人格的反复的な活動から非人格的反复的な交換への転換は不確実性を高めるからである。
- 15) Cf. Ibid., pp. 15-16 [邦訳, 19-20ページ]。
- 16) Ibid., p. 57 [邦訳, 77ページ]。
- 17) Ibid., p. 60 [邦訳, 81ページ]。
- 18) これは、基本的に、国際商業（対外商業）のはじまりを意味するが、実質的には国内商業についてもこれと同じように考えることができる。Hicks (1969) pp. 32-33 [邦訳, 61ページ]。
- 19) ヒックスによれば、この点で、西洋の影響を受ける前の東アジアの法体系は不十分であった。「商人的経済」がこの要請を満たし、整然とした法律制度を利用できるためには、「支配者が商業に対して『心を動かす』こと」が必要であるという。Ibid., pp. 36-38 [邦訳, 67-69ページ]。
- 20) Ibid., pp. 61-62 [邦訳, 107-108ページ]。注28) 参照。
- 21) 「有限責任会社」制度は、債権者の（提供した資本金の）保護のために「会社」に対してその利潤額を確定する必要性を生じさせたが、そのことは結果的に商業利潤に対する課税を可能にさせた。Ibid., pp. 83-84 [邦訳, 144-145ページ]。なお、以下で述べる「中期の局面」において財政危機にあった国家は、こうした法制度上の発展や金融上の発展の結果として、その課税力を増し、経済的に強化されていった。Ibid., p. 98 [邦訳, 163-164ページ]。
- 22) このとき、国家が手に入れた「貨幣に対する支配力」の存在がはっきりと自覚され、利用されるようになったのは、いうまでもなく、ケインズ (J. M. Keynes) の『一般理論』（1936）以降のことである。Ibid., pp. 96-97 [邦訳, 161-162ページ]。
- 23) 「近代の局面」との対比で、「第1局面」、「第2局面」について、ヒックスはつぎのように述べている。「『商人的経済』は『第1局面』においては、——自ら政治的権威をつくった場合以外は——政治的権威から逃避していた。そして、『中期の局面』においては、『商

- 人的経済]が形式的には伝統的な政治的権威の下におかれていたが、政治的権威は「商人的経済」を統制するほど強力なものではなかった。それは「商人的経済」を破壊してしまうことはあっても、統制することはできなかった。」*Ibid.*, p. 100 [邦訳, 167ページ]。
- 24) *Ibid.*, p. 99 [邦訳, 165-166ページ]。ヒックスによれば、「行政革命」の決定的な時期は第一次世界大戦(1914-18年)である。しかし、それ以前にもその前兆となる多くの発展(「有限責任会社」や「中央銀行」の設立など)があった。*Ibid.*, p. 162 [邦訳, 271ページ]。
- 25) ヒックスによれば、「純粹の商人」(商業)と「生産者」(工業)との区別は、「経済的にみれば…見かけほど根本的なものではない。それは技術上の区別であって、経済的な区別ではない」。しかしながら、こんにちでは商業と工業が完全には一致しない点の一つがある。それは、工業において固定資本が中心的地位を占めていることであり、これこそが「産業革命」の本質であった。*Ibid.*, pp. 28, 141-143 [邦訳, 55, 238-240ページ]。
- 26) 「産業革命」はこれらの2つの要因が結びついてはじめて可能になった。たとえば、資本の流動性の増大は確かに固定資本投資への転換を示すものではあったが、それが大規模に行われるには、科学と工業が結びつき新しい固定資本財がきわめて安価に得られることが必要であった。*Ibid.*, pp. 147-148 [邦訳, 246-247ページ]。
- 27) たとえば、耐久設備を継続的に使用するには、永続的な労働力や組織を必要としたが、このことは工業労働者をひとつの集団(さらには、階級)に結集させ、交渉力を与えた。ヒックスによれば、「『労働組合』はもちろんのこと、『労働党』さえも工業主義によってもたらされたものの一部である。」*Ibid.*, pp. 155-156 [邦訳, 255-257ページ]。
- 28) ヒックスによれば、「組織の一形態としての『市場』は商人…〔ないし〕金融業者の創造物であって、農民や手工業者の創造物ではない…〔それゆえ、〕…商品市場と金融市場は市場制度が本来あるべき場である。したがって、それが要素市場、すなわち土地市場と労働市場の形成に進む場合、…この領域においては、市場原理は適合しないか、適合できるとしても困難を伴う。そこに抗争が生ずることになる。」*Ibid.*, p. 101 [邦訳, 174ページ]。
- 29) もし制度が取引費用ゼロの枠組みの下に存在すれば、相対価格の変化や選好の変化に応じて制度は即座に再構成される。そのときには、歴史は重要でない。しかし、もし現在の諸制度に到達するプロセスが重要であり、それが将来の選択を制約するならば、そのときには歴史が重要になる。Cf. North (1990) p. 93 [邦訳, 122ページ]。
- 30) 組織(企業家)は主として制度変化の主体としての役割に限定されている。*Ibid.*, p. 5 [邦訳, 6ページ]。
- 31) 図3は、図1と図2を重ね合わせ、ノースとヒックスの理論の共通点と相違点が明瞭になるように若干工夫(単純化)し、同時に、ノースとヒックスの最後の段階を強調したものである。
- 32) 以下の記述は、ハムが昨年同志社大学で開催されたIVR大会で行った報告Hahm (1996)に基づいている。

- 33) 東アジアのポスト儒教文化圏の特徴に関するハムの主張についての詳細な検討を本稿で行う余裕はないが、経済や政治と文化とのかかわり、市場経済と非市場経済との関係、あるいはフォーマルなシステムとインフォーマルなシステムとの関係は、近年とみに注目されるようになってきている重要なテーマである。この点に関する考察・検討は別の機会に譲りたい。
- 34) 近世ヨーロッパは多種多様な国家によって特徴づけられ、伝統、慣習、言語、結婚、条約、戦争、相続、宗教などに基づく権威や特権が複雑に入り組んだ関係のネットワークであった。そのため、こうした権威の主張はしばしば相互に矛盾・衝突し、断続的な戦争が起こっていた。Hahm (1996) p. 3.
- 35) *Ibid.*, pp. 10, 11.
- 36) *Ibid.*, p. 11.
- 37) 以下の記述は、主として、「経済発展」を「市場経済という制度が生成してくる歴史過程」と捉える原の主張を最近の著作 (1996a, 1996b) から概観してみたものである。
- 38) 原自身が「筆者の思考のなかでヒックスがえがき出している市場経済の発達モデルとアジアの前近代以降の経済史の姿とが『共鳴』した」と述べているように、原の理論・議論の柱になっているのがヒックスの「経済史の理論」であったり、あるいはまた、ノースの議論も随所で利用されていることもあって、その市場経済観は本稿でこれまで議論してきたものと大きく重なっている。原 (1996b) 242ページ。
- 39) 市場参加者の育成というこの主張は、原がプレイヤー (商人・商業) を中心におくヒックスの理論にもっとも強く影響されていることと、開発経済学者という立場から、ある意味で当然の帰結であると考えられる。
- 40) こうした見方は、正村 (1996) の見方と基本的に一致する。正村は「近世から近代にかけてのヨーロッパで起こり、アメリカやその他の地域に広がった文明の力によって、人類の歴史は初めて『世界史』になった」という観点から、日本の「近現代史」を扱っているが、彼のいう「近現代」の特徴と本稿の「現代経済システム」の本質は基本的に重なり合う (その結果、その含意についても重なることが多い)。正村 (1996) 14ページ。
- 41) これ自体は、表1の伝統的図式にしたがった改革であったといえる。しかし、その結果としてかえって混乱を大きくしたということである。注2) 参照。
- 42) 表1にしたがえば、社会主義経済が崩壊した今、残ったのは資本主義経済システムのみというわけである。けれども、現実には現代の資本主義経済システムは決して表1で想定されている資本主義経済システムの理念型ではなく、いわゆる「混合経済」(mixed economy) である。けれども、現代の「混合経済」は私有と公有の、そして市場と計画の単なる「混合」と考えられるべきではない。というのは、現代の資本主義経済システムそのものが、本稿でいう「現代経済システム」であり、その意味での計画的要素をはじめから有しているシステムだからである。そして、中国、ベトナムが追求しているのもこの意味での「混合経済」である。
- 43) Woo (1996) は、移行経済の改革の成否の鍵は改革のスピード (急進主義か漸進主義

- か)ではなく、それぞれの国・地域の現状に適合した政策が採用されているか否かであると主張する。その点では筆者の立場と同じであるが、「現代經濟システム」の本質にかかわる言及はみられない。
- 44) 開発經濟との関連は、原の議論を取り上げた際に述べたものと基本線は同じである。
- 45) こうした立場は、基本的につぎのハムの考え方に一致する。すなわち、ハムは、東アジア諸国においては「經濟が成熟し、近代国家の基本構造が完成した今、より積極的な自由主義的政策を採用する時がきている。…しかしながら、…これは自由主義者によって定式化されているような『市場対国家』の問題ではなく、『自由市場』を誘導・促進する国家の問題である。」と主張している。Hahm (1996) p. 12.
- 46) 安場 (1993) 「クリオメトリックス④」(6 November 1993), 安場 (1996) 80ページ。
- 47) 安場 (1993) 「クリオメトリックス①」(3 November 1993)。
- 48) 注30) 参照。
- 49) ノースの理論に限らず、新制度派のアプローチではつぎのような「コースの定理」のマイクロ版が示唆される。すなわち、「もし政治的領域と経済的領域の双方において取引費用がゼロであれば、一国の経済的成長と経済発展は基本的にその国のもつ政府の形態によって影響されない。しかしながら、取引費用が正であるとき、一国の政治的権力の分配とその国のルールを形成する諸制度の構造は経済発展の決定的な要因である。」Eggertsson (1990) p. 248 [邦訳, 261-262ページ]。注11) 参照。
- 50) ノースの理論に対して「単純化されすぎている」という印象を抱く原因のひとつは、本文で述べたように、ノースがゲームのルール(制度)のみに焦点を当てていることであるが、もうひとつの原因は、かりにヒックスの理論を加えても、あくまでもそれが経済(学)の領域に限定されてしまっているということである。さらに、重要なポイントは、ノースとヒックスの理論は「欧米近代(現代)」の視点からみた「歴史の理論」という特徴(限界)をもっていること、である。確かに、ノースの理論においては、インフォーマルな制約が制度に包摂されることによって、漸進的な制度変化が強調されたりしているが、この点は必然的にノースやヒックスの理論を越えた議論の展開にならざるをえないように思われる。注33) 参照。

—参考文献—

- [1] Aoki, Masahiko (1996) "Towards a Comparative Institutional Analysis: Motivations and Some Tentative Theorizing," *The Japanese Economic Review*, Vol. 47, No. 1, pp. 1-19.
- [2] Eggertsson, Thrainn (1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度の経済学：制度と経済行動(上)・(下)』晃洋書房, 1996年]。
- [3] Hahm, Chaibong (1996) "The Post-Confucian State and Economic Development", presented at the First Asia Symposium in Jurisprudence Law in a Changing

- World : Asian Alternatives, 12 October 1996, The Fourth Kobe Lecture, Kyoto.
- [4] Hicks, John R. (1969) *A Theory of Economic History*, Oxford University Press
〔新保博・渡辺文夫訳『経済史の理論』講談社学術文庫, 1995年〕.
- [5] North, Douglass C. and Robert P. Thomas (1973) *The Rise of the Western World : A New Economic History*, Cambridge : Cambridge University Press 〔速水融・穂本洋哉訳『西欧世界の勃興—新しい経済史の試み—』ミネルヴァ書房, 1980年, 1994年 (増補版)].
- [6] North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press 〔竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994年〕.
- [7] Woo, Wing Thy (1996) “The Mechanisms of Growth in China and Vietnam”, presented at the International Conference on the World Economy in Transition, 8-10 February 1996, Josui Kaikan, Tokyo.
- [8] 青木昌彦・奥野正寛編著 (1996) 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会.
- [9] 正村公宏 (1996) 『世界史のなかの日本近現代史』東洋経済新報社.
- [10] 原洋之介 (1996a) 『開発経済論』岩波書店.
- [11] 原洋之介 (1996b) 『アジアダイナミズム：資本主義のネットワークと発展の地域性』NTT 出版.
- [12] 竹下公視 (1994) 「経済体制論と『制度の経済学』」関西大学『経済論集』第44巻第2号, pp.39-63.
- [13] 竹下公視 (1995) 「制度の経済学・進化論的経済学・移行の経済学」関西大学『経済論集』第45巻第5号, pp. 31-66.
- [14] 安場保吉 (1993) 「クリオメトリックス」日経新聞『やさしい経済学』(3-9 November 1993).
- [15] 安場保吉 (1996) 「クリオメトリックスの動向について」『社会経済史学』Vol. 62, No. 2, pp. 73-90.